

令和2年(健)第399号

令和3年7月30日

## 本文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金の支給を求めることである。

### 第2 事案の概要

本件は、請求人が、頭痛、片頭痛及び慢性頭痛(以下、併せて「本件傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかつたとして、令和○年○月○日から同年○月○日までの期間について、傷病手当金の支給を申請したことに対し、全国健康保険協会(以下「保険者協会」という。)○支部長が、同年○月○日付けで、法定給付期間1年6か月を超えた請求であるとして、傷病手当金を支給しない旨の処分をしたところ、これを不服として、請求人が標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

### 第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、片頭痛(注：保険者協会の給付記録上は「偏頭痛」との記載もあるが、「片頭痛」で統一する。)の療養のため労務に服することができなかつたとして、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間(以下「支給期間①」という。)及び同年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「支給期間②」といい、支給期間①と併せて「既支給期間」という。)について、それぞれ保険者協会から傷病手当金の支給を受けていた。
- 2 請求人は、本件傷病の療養のため労務に服することができなかつたとして、令

和○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「申請期間①」という。)及び同月○日から同月○日までの期間(以下「申請期間②」といい、申請期間①と併せて「本件申請期間」という。)について、同年○月○日(受付)、保険者協会に対し、それぞれ傷病手当金の支給を申請した。

3 保険者協会は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、「法定給付期間(1年6か月)を超えた請求であるため。」として、いずれも傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第4 当事者等の主張の要旨

(略)

## 理由

### 第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、法第99条第1項において「被保険者(…)が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。」と規定されており、傷病手当金の支給期間は同条第4項で、「同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。」と規定されている。
- 2 本件の場合、保険者協会が、前記「事実」欄第3の3記載の理由で行った原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件請求が法定給付期間を超えた請求であるかどうかである。

### 第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によれば、以下の各事実を認めることができる。
  - (1) 本件申請期間に係る健康保険傷病手当金支給申請書の「療養担当者が意見

を記入するところ欄の a 病院 A 医師（以下「A 医師」という。）が記載した部分（申請期間①に係るもの。令和〇年〇月〇日付け。）及び b 病院 B 医師が記載した部分（申請期間②に係るもの。同年〇月〇日付け。）から必要な部分を摘記すると、以下のとおりである。

ア 傷病名：

申請期間①に係るもの：①頭痛  
②片頭痛

申請期間②に係るもの：慢性頭痛

イ 初診日（療養の給付開始年月日）：

申請期間①に係るもの：①平成〇年〇月〇日 ②平成〇年〇月〇日

申請期間②に係るもの：令和〇年〇月〇日

ウ 発病または負傷の年月日

申請期間①に係るもの：平成〇年〇月〇日 発病

申請期間②に係るもの：平成〇年〇月 発病

エ 労務不能と認めた期間：

申請期間①に係るもの：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 39日間

申請期間②に係るもの：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 6日間

オ 診療実日数：

申請期間①に係るもの：1日（〇月〇日）

申請期間②に係るもの：1日（〇月〇日）

カ 労務不能と認めた期間の期間中における「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等：

申請期間①に係るもの：頭痛訴えつづき、内服治療を継続したが、改善せず、転医

申請期間②に係るもの（注：記載なし）

キ 症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見：

申請期間①に係るもの：本人の頭痛の訴えが主体。

申請期間②に係るもの：頭痛の発作頻度増加に伴い、内服コントロールするまで就労不能と判断した。

(2) 保険者協会の請求人に係る給付記録縦覧画面（〇/〇/〇出力）によれば、請求人に対して、片頭痛により平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの135日間及び同年〇月〇日から同年〇月〇日までの25日間について、それぞれ傷病手当金が支給されている。

(3) 請求人に係る診療報酬明細書から必要な部分をまとめると、以下のとおりである。（注：空欄は記載なし）

ア c 病院（以下「c 病院」という。）のもの

診療年月	傷病名	診療開始日	転帰	診療実日数	摘要
〇〇	脳腫瘍の疑い(主)片頭痛	平成〇年〇月〇日		1日	外来診療料 傷病手当金意見書交付料
〇〇	脳腫瘍の疑い(主)片頭痛	平成〇年〇月〇日		0日	傷病手当金意見書交付料
〇〇	片頭痛	平成〇年〇月〇日		3日	外来診療料
〇〇	片頭痛	平成〇年〇月〇日		1日	外来診療料 傷病手当金意見書交付料
〇〇	片頭痛	平成〇年〇月〇日		1日	外来診療料
〇〇	片頭痛	平成〇年〇月〇日		1日	外来診療料
〇〇	片頭痛	平成〇年〇月〇日		1日	外来診療料
〇〇	片頭痛	平成〇年〇月〇日		1日	外来診療料
〇〇	片頭痛	平成〇年〇月〇日		1日	外来診療料
〇〇	片頭痛	平成〇年〇月〇日		1日	外来診療料
〇〇	片頭痛	平成〇年〇月〇日		1日	外来診療料
〇〇	片頭痛	平成〇年〇月〇日		1日	外来診療料
〇〇	片頭痛	平成〇年〇月〇日		2日	外来診療料
〇〇	片頭痛	平成〇年〇月〇日		1日	外来診療料
〇〇	片頭痛	平成〇年〇月〇日		1日	外来診療料

○.○	片頭痛	平成○年 ○月○日		1日	外来診療科
○.○	片頭痛	平成○年 ○月○日		2日	外来診療科

### イ a病院のもの

診療年月	傷病名	診療開始日	転帰	診療実日数	摘要
○.○	片頭痛(主)	平成○年 ○月○日		1日	再診料 外来管理加算 処方箋料
○.○	片頭痛(主)	平成○年 ○月○日		1日	再診料 外来管理加算 処方箋料
○.○	片頭痛(主)	平成○年 ○月○日		2日	再診料 外来管理加算
○.○	片頭痛(主)	平成○年 ○月○日		1日	再診料 外来管理加算 処方箋料
○.○	片頭痛(主)	平成○年 ○月○日		1日	再診料 外来管理加算
○.○	片頭痛(主)	平成○年 ○月○日		1日	再診料 外来管理加算 処方箋料
○.○	片頭痛(主)	平成○年 ○月○日		2日	再診料 外来管理加算 傷病手当金 意見書交付料

(4) 請求人に係るd薬局の調剤報酬明細書から必要な部分をまとめると、以下のとおりである。

調剤年月	処方月日	調剤月日	処方	調剤数量
○.○	○.○	○.○	【屯服】【頓服へ疼痛時】 クリアミン配合錠A1.0 40錠 1回用量: 1錠	1
○.○	○.○	○.○	【屯服】【頓服へ疼痛時】 クリアミン配合錠A1.0 40錠 1回用量: 1錠	1
○.○	○.○	○.○	【屯服】【頓服へ疼痛時】 クリアミン配合錠A1.0 40錠 1回用量: 1錠	1
○.○	○.○	○.○	【屯服】【頓服へ疼痛時】 クリアミン配合錠A1.0 40錠 1回用量: 1錠	1
○.○	○.○	○.○	【屯服】【頓服へ疼痛時】 クリアミン配合錠A1.0 40錠 1回用量: 1錠	1

2 上記認定の事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 本件申請期間に係る傷病(本件傷病)と既支給期間に係る傷病(以下「前件

傷病」という。)とは、頭痛という症状が一致しており、申請期間①に係る本件傷病は、初診日を平成○年○月○日とする「頭痛及び片頭痛」であり、前件傷病は、初診日を平成○年○月○日とする「片頭痛」であり、後記(2)のとおり、既支給期間と本件申請期間との間も片頭痛の診療が継続しており、前件傷病が完治したとは認められず、前件傷病と本件傷病は、その病態が連続した同一の疾病であると認められる。

(2) 次に、既支給期間から本件申請期間に至る間において、社会的治癒を認めることが可能かどうかについて検討する。

社会的治癒とは、医学的判断としてはいまだ治癒したとはいえない場合でも、臨床的に症状がなくなり、あるいは安定して、治療や投薬等の必要がなく、かつ、このような状態が相当期間継続して、その間、健常人と同様、労務に服することができた場合に、疾病が社会的に治癒したとみる考え方である。

請求人の場合、既支給期間(支給期間②)から本件申請期間までの間(平成○年○月○日から令和○年○月○日まで)において、診療報酬明細書(平成○年○月分から令和○年○月分まで)によれば、ほぼ毎月1日ないし3日、c病院あるいはa病院にて片頭痛の診療を受け、a病院では抗片頭痛薬の処方せんの交付を受けていること、それぞれの転帰欄には治癒の記載がないことが認められる。そして、調剤報酬明細書(平成○年○月分から令和○年○月分まで)によれば、既支給期間において処方されていた抗片頭痛薬が上記期間においても同様に処方されていることが認められる。これらの事情に鑑みると、請求人について、上記期間において社会的治癒があったと認めることはできない。

(3) 以上によれば、請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるので、

これを取り消すことはできない。  
よって、主文のとおり裁決する。